

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 放置自転車の移動及び保管【建設局道路部道路維持課】2
- 新たに生じた土地の確認【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】7
- 町の区域の変更【市民文化スポーツ局市民総務部戸籍住民課】8
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】9

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】10
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（2件）【技術監理局契約部契約課】11

北九州市告示第 339 号

北九州市自転車の放置の防止に関する条例（平成元年北九州市条例第 8 号）第 10 条第 2 項及び第 11 条第 2 項の規定により放置自転車を移動し、保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 30 年 7 月 24 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 移動し、保管した自転車が放置されていた場所、移動し、保管した自転車の台数、移動し、保管した年月日並びに保管及び返還を行う場所
別表のとおり
- 2 返還事務を行う時間
月曜日から金曜日まで 午後 3 時から午後 7 時まで
土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで
ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び平成 30 年 12 月 29 日から平成 31 年 1 月 3 日までの日は、返還事務を行わない。
- 3 問合せ先
北九州市小倉北区域内 1 番 1 号
北九州市建設局道路部道路維持課（電話 582-2274）
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車の返還を受けようとする者は、自己の住所及び氏名並びに当該自転車の利用者等であることを証明するものを提示しなければならない。
- 5 その他
この告示に係る自転車について、この告示の日から起算して 6 月を経過しても利用者等が当該自転車を引き取らない場合は、北九州市において処分する。

別表

移動し、保管した自転車が放置されていた場所	移動し、保管した自転車の台数	移動し、保管した年月日	保管及び返還を行う場所
J R 門司駅周辺地区自転車放置禁止区域	3 台	平成 30 年 6 月 7 日	北九州市門司区西海岸一丁目 3 番 西海岸自転車保管所

J R 門司港駅周辺地区 自転車放置禁止区域	1 台	平成 3 0 年 6 月 7 日	
門司区自転車放置禁止 区域外	1 台	平成 3 0 年 6 月 2 1 日	
J R 小倉駅周辺地区自 転車放置禁止区域	1 9 台	平成 3 0 年 6 月 1 3 日	北九州市小倉北区青葉二丁 目 1 番 青葉自転車保管所
	1 1 台	平成 3 0 年 6 月 1 9 日	
J R 西小倉駅周辺地区 自転車放置禁止区域	1 0 台	平成 3 0 年 6 月 8 日	
小倉北区自転車放置禁 止区域外	6 台	平成 3 0 年 6 月 4 日	北九州市小倉南区下城野一 丁目 1 番 下城野自転車保管所
	4 台	平成 3 0 年 6 月 6 日	
	4 台	平成 3 0 年 6 月 7 日	
	2 台	平成 3 0 年 6 月 1 3 日	
	3 台	平成 3 0 年 6 月 2 5 日	
	5 台	平成 3 0 年 6 月 2 6 日	
	3 台	平成 3 0 年 6 月 2 7 日	

	3台	平成30年 6月28日	
	3台	平成30年 6月29日	
J R 下曾根駅周辺地区 自転車放置禁止区域	11台	平成30年 6月6日	北九州市小倉南区八重洲町 16番 八重洲自転車保管所
モノレール徳力嵐山口 停留場周辺地区自転車 放置禁止区域	1台	平成30年 6月1日	
	1台	平成30年 6月18日	
小倉南区自転車放置禁 止区域外	26台	平成30年 6月1日	北九州市小倉南区下城野一 丁目1番 下城野自転車保管所
	3台	平成30年 6月5日	
	4台	平成30年 6月6日	
	8台	平成30年 6月7日	
	2台	平成30年 6月8日	
	8台	平成30年 6月13日	

	5 台	平成 3 0 年 6 月 1 5 日	
	2 台	平成 3 0 年 6 月 1 8 日	
	4 台	平成 3 0 年 6 月 1 9 日	
	5 3 台	平成 3 0 年 6 月 2 2 日	
	1 台	平成 3 0 年 6 月 2 5 日	
	2 台	平成 3 0 年 6 月 2 6 日	
	2 台	平成 3 0 年 6 月 2 9 日	
若松区自転車放置禁止 区域外	2 台	平成 3 0 年 6 月 1 日	北九州市若松区響南町 8 番 小石自転車保管所
	1 台	平成 3 0 年 6 月 2 5 日	
八幡東区自転車放置禁 止区域外	3 台	平成 3 0 年 6 月 1 3 日	北九州市八幡西区築地町 1 0 番 築地自転車保管所
J R 黒崎駅周辺地区自 転車放置禁止区域	4 台	平成 3 0 年 6 月 1 5 日	
J R 折尾駅周辺地区自 転車放置禁止区域	3 台	平成 3 0 年 6 月 2 0 日	北九州市八幡西区長崎町 2 番

J R 陣原駅周辺地区自 転車放置禁止区域	6 台	平成 3 0 年 6 月 1 1 日	長崎町自転車保管所
八幡西区自転車放置禁 止区域外	6 台	平成 3 0 年 6 月 7 日	北九州市八幡西区築地町 1 0 番 築地自転車保管所
	9 台	平成 3 0 年 6 月 2 2 日	
J R 九州工大前駅周辺 地区自転車放置禁止区 域	1 0 台	平成 3 0 年 6 月 1 2 日	北九州市戸畑区三六町 1 3 番 三六自転車保管所
戸畑区自転車放置禁止 区域外	1 台	平成 3 0 年 6 月 1 日	
	4 台	平成 3 0 年 6 月 7 日	
	1 台	平成 3 0 年 6 月 1 1 日	
	2 台	平成 3 0 年 6 月 2 2 日	
	2 台	平成 3 0 年 6 月 2 6 日	

北九州市告示第340号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、北九州市の区域内に次の土地が新たに生じたことを平成30年6月12日に確認した旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

平成30年7月24日

北九州市長 北 橋 健 治

新たに生じた土地の表示	地積（平方メートル）
北九州市若松区響町一丁目1の2、1の3、26の1、105の1の地先の公有水面埋立地	16万8,561.05

北九州市告示第 3 4 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により、北九州市の町の区域を次のように変更する。

上記処分は、告示の日から効力を生ずるものとする。

平成 3 0 年 7 月 2 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

次の区域を若松区響町一丁目に編入する。

新たに生じた土地
北九州市若松区響町一丁目 1 の 2、1 の 3、2 6 の 1、1 0 5 の 1 の地先の公有水面埋立地 1 6 万 8, 5 6 1. 0 5 平方メートル

北九州市告示第 3 4 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 6 4 条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第 6 9 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

平成 3 0 年 7 月 2 4 日

北九州市長 北 橋 健 治

精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
医療法人三芳会若戸病院	旧	北九州市若松区大字小敷 1 4 6 番地	平成 3 0 年 6 月 2 3 日
	新	北九州市若松区小敷ひびきの一丁目 1 0 番 1 号	
くらは薬局	旧	北九州市若松区大字塩屋 5 6 2 番地学研北部地区 1 0 0 街区 2	平成 3 0 年 6 月 2 3 日
	新	北九州市若松区塩屋三丁目 2 2 番 1 4 号	

北九州市公告第491号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成30年7月24日

北九州市長 北橋健治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区東貫三丁目3582番1のうち、3582番2から3582番13まで、3584番3及び無番のうち	北九州市小倉南区朽網西五丁目2番1号 匠建開発有限公司 代表取締役 吉田博幸

北九州市公告第492号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年7月24日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

白灯油（9月分） 26キロリットル

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 平成30年9月1日から同月30日まで

(4) 納入場所

ア 北九州市門司区新門司三丁目79番地 新門司工場

イ 北九州市小倉北区西港町96番地の2 日明工場

ウ 北九州市八幡西区夕原町2番1号 皇后崎工場

(5) 今後納入が予定される数量及び入札公告時期

ア 37キロリットル 平成30年8月頃

イ 60キロリットル 平成30年9月頃

ウ 26キロリットル 平成30年10月頃

エ 18キロリットル 平成30年11月頃

オ 48キロリットル 平成30年12月頃

カ 50キロリットル 平成31年1月頃

(6) 最初の契約に係る入札公告日 平成30年2月9日

(7) 入札方法 1キロリットル当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

(8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

- (1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2（2）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。
- (2) 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。
- (3) その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- (3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成30年8月6日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 公告の日から平成30年8月24日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会を行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から平成30年8月6日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

公告の日から平成30年8月6日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

平成30年8月17日から同月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月24日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に平成30年8月23日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 平成30年8月24日午後2時10分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of White Kerosene

Forecasted Quantity : 26KL

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

2:00p.m. , August 24, 2018

For tenders submitted by mail :

5:00p.m. , August 23, 2018

(3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu

北九州市公告第493号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成30年7月24日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 購入品目及び予定数量

軽油（軽油引取税免税・9月分） 3万1,700リットル

(2) 購入物品の特質等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 平成30年9月1日から同月30日まで

(4) 納入場所 北九州市小倉北区浅野二丁目地先（藍島～小倉航路小倉 棧橋） こくら丸又は代船

(5) 今後納入が予定される数量及び入札公告時期

ア 3万1,800リットル 平成30年8月頃

イ 3万4,300リットル 平成30年9月頃

ウ 3万4,300リットル 平成30年10月頃

エ 3万900リットル 平成30年11月頃

オ 3万4,400リットル 平成30年12月頃

カ 3万2,000リットル 平成31年1月頃

(6) 最初の契約に係る入札公告日 平成30年2月9日

(7) 入札方法 1リットル当たりの価格により行う。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とする。

(8) 電子入札案件 この公告に係る入札は、原則として電子入札システムにより行う。

2 電子入札に関する事項

(1) この公告に係る入札は、競争参加資格確認申請書（添付資料を除く。）の提出、競争参加資格確認通知書の発行、入札書（内訳書を含む。）

の提出、開札、落札者の決定、落札通知書の発行等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札により難しい場合は、事前に発注者の承諾を得て、北九州市電子入札運用基準（以下「運用基準」という。）第1章1-2（2）に規定するサブシステム又は紙入札により行うことができるものとする。

（2） 電子入札による手続開始後に、紙入札への途中変更は行わないものとする。ただし、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札に変更できるものとする。

（3） その他電子入札に係る運用については、北九州市電子入札実施要領、運用基準及び電子入札心得（一般・物品）によるものとする。

3 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2） 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

（3） 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

4 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成30年8月6日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

5 入札手続等

（1） 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市技術監理局契約部契約課

イ 日時 公告の日から平成30年8月24日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

（2） 入札説明書及び仕様書の交付方法

北九州市技術監理局契約部のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難しい場合は、前号アの場所において無償で交付する。

北九州市技術監理局契約部のホームページ

<http://www.k-nyusatsu.city.kitakyushu.jp/index.html>

(3) 入札説明会 入札説明会は行わないものとする。

(4) 競争参加資格確認申請書の提出期間及び提出場所

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより、同申請書の添付資料を紙媒体により提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。ただし、発注者の承諾を得て当初から紙入札により参加する場合は、同申請書及び同申請書の添付資料を紙媒体で提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札システムによる提出期間

公告の日から平成30年8月6日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 紙入札により参加する場合及び電子入札システムにより参加する場合の紙媒体の提出

(ア) 提出期間

公告の日から平成30年8月6日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで

(イ) 提出場所

第1号アの場所

(ウ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

(5) 入札書の提出期限及び提出場所

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙媒体により郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア 電子入札による入札書受付期間

平成30年8月17日から同月23日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後4時30分まで及び同月24日午前9時から午後2時まで

イ 郵送による入札書の提出期限

第1号アの場所に平成30年8月23日午後5時までに必着のこと。

(6) 開札の場所及び日時

ア 場所 第1号アの場所

イ 日時 平成30年8月24日午後2時10分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。
ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上。
ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

エ 北九州市電子入札実施要領第10条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用（収入印紙等）は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市技術監理局契約部契約課

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

電話 093-582-2017

7 Summary

(1) Product and Quantity

Purchase of Gas oil

Forecasted Quantity : 31,700L

(2) Deadline for the submission of tender

For tenders via the electronic bidding system :

2:00p.m., August 24, 2018

For tenders submitted by mail :

5:00p.m., August 23, 2018

- (3) For further information, please contact: Contracts Division,
Contracts Department, Engineering Supervision Bureau, City of Kitakyushu